

## 仙台市地域防災計画(中間案)パブリックコメント実施結果

### 1 実施概要

中間案及び中間案概要版を市ホームページにて公表するとともに、市政情報センター、区情報センター、各区役所総合案内、総合支所、各市民センターで中間案の閲覧、概要版の配布を行い、下記のとおり意見公募を行った。

- (1)意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール  
 (2)意見公募期間 : 平成25年11月8日～平成25年12月9日

### 2 意見数

- (1)共通編、風水害等災害対策編 : 24件 (5人・団体)  
 (2)原子力災害対策編 : 30件 (6人・団体)

### 3 主な意見等と本市の考え(概要)

#### (1)共通編、風水害等災害対策編

意見分類(件数)	主な意見等	本市の考え
①避難体制の整備 (1件)	○土砂災害特別警戒区域に指定されながら指定避難所になっているのは問題ではないか。	○土砂災害発生の危険が高まった場合には、危険性のある避難所を避け安全な避難場所を選定し避難勧告等を発令することとなる。
②風水害対策 (6件)	○想定される風水害について種別がたくさんあるが、イメージ図があった方がわかりやすいので検討すべき。  ○風水害対策は、他の節と重複する部分が多くわかりにくい。	○イメージ図については、想定される風水害についての説明において記載する。また、ハザードマップについてもわかりやすいものを作成し、周知・啓発を図る。 ○他の節と重複している部分が多いため、内容の削除または移動を行う。今後ともわかりやすいものにするよう検討していく。
③情報入手する方法を知る・確保する (1件)	○IT時代を踏まえ、インターネットやスマートフォンを活用した情報入手手段の記載を検討すべき。	○インターネットやスマートフォンの活用についても記載する。
④避難所運営体制 (2件)	○仙台市の避難所に関する考え方の避難所の役割について明記する。(要援護者への支援について)	○地域版避難所運営マニュアルを作成し、地域と共有することとしているので、要援護者への支援や配慮についてご理解とご協力をお願いしていく。
⑤廃棄物処理体制の整備 (1件)	○災害廃棄物の措置等を準備する際に「二次災害に配慮する」と明記する。	○二次災害の防止については配慮が必要なものであり、災害廃棄物処理を含め、様々な作業に当てはまることから、具体の行動を示す下位計画において記載を検討する。

意見分類(件数)	主な意見等	本市の考え
⑥地盤災害の予防  (7件)	○土砂災害危険箇所指定地の対策は実施しないのか。  ○土砂災害危険箇所はどの様に住民に伝えるのか。	○土地の維持管理及び保全につきましては、土地所有者、管理者または占有者が行うのが原則となる。なお、土砂三法に基づく防災工事の事業採択基準を満たすものについては、宮城県が事業を行う場合がある。 ○土砂災害危険箇所の場合は、宮城県ホームページの「土砂災害危険箇所図公表システム」から、または、本市が平成25年5月に公表した「宅地造成履歴等情報マップ」(本市ホームページ及び各区役所等で閲覧可能)から確認することが可能である。
⑦災害支援活動を支える体制の整備  (1件)	○ボランティアネットワークに市退職者との連携を導入する。	○市では仙台市職員退職者団体連合会との間で協定を締結していることから、今後当該協定の趣旨を踏まえ、ボランティアネットワークとの連携のあり方など、種々検討していく。
⑧ライフライン施設の災害予防  (1件)	○ガス施設の安全について、「LPGボンベに緊急遮断機能を導入するよう指導する」旨、記載するよう検討されたい。	○容器転倒等によるガス流出については、これまでも、安全装置の設置を推進してきたところである。引き続き、LPG販売事業者等への立ち入り検査等の機会を捉え、設置促進に努めていく。
⑨津波災害の予防  (1件)	○災害危険区域について、土地利用を想定した避難設備の整備を明記する。	○災害危険区域における蒲生北部においては、土地区画整理事業の中で避難路の整備を図るとともに、民間事業者の協力を得て津波避難ビルの確保などに取り組む予定であり、海岸部においては、海岸公園内に混雑時の利用者なども収容可能な避難の丘を整備することなどにより、土地の有効利用を図りながら、安全対策に努めていく。なお、意見を踏まえ、上記趣旨について追記する。
⑩その他  (3件)	○放射性物質関係で、「原子力災害対策編」との関係について、一言言及する。	○「市域外の原子力施設での事故に伴う本市域内への影響にかかる災害対応については、原子力災害対策編による」と文言を追加する。
総計(24件)	—	—

(2)原子力災害対策編

意見分類	主な意見等	本市の考え
<p>① 計画の目的、位置づけ</p> <p>(4件)</p>	<p>○計画の目的に福島第一原発事故の経験を具体的に記載すべき。</p> <p>○災害は気象条件に左右されるので、過去のデータに頼るだけでなく、最悪の災害が起こりうることを前提に記載すべき。</p>	<p>○計画の目的では、福島第一原発の事故の経験を踏まえるという趣旨を包括的に記述しており、福島第一原発の事故の経験は計画の随所に記載、反映している。知識普及・啓発にあたっては、福島第一原発事故の経験・教訓の周知にも留意する。</p> <p>○災害の想定については、福島第一原発の事故の状況や科学的な知見を踏まえて第1章第5節に記載している。ご指摘のように事故の規模や気象条件によっては放射性物質の影響が異なることもあるので、事故発生時の気象データ等をすみやかに取得し、状況に応じて対策を講じることとしている。</p>
<p>② 災害想定</p> <p>(2件)</p>	<p>○至急の避難を要する可能性や海洋汚染を想定すべき。</p>	<p>○国の指針、マニュアル、分析結果を踏まえて災害想定と対応を記載しているが、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>
<p>③ 各主体の役割、原子力防災体制、市の活動体制</p> <p>(6件)</p>	<p>○東北大学や東北電力等関係主体の役割に応じて記述を変更してはどうか。</p> <p>○各施策の市内部での実施主体を明確にしてほしい。</p>	<p>○関係主体の役割については、今後関係主体と協議を進めていく予定としており、その中で記述内容についても検討する。</p> <p>○本市内部の実施主体については、今後、対策の具体的運用を定め、それに基づいて記述する予定である。</p>
<p>④ 情報収集と連絡体制</p> <p>(4件)</p>	<p>○スピーディを常時運用できる体制の整備を明示されたい。</p> <p>○原発事故の情報を直接収集すべき。</p>	<p>○スピーディの情報については、国、関係道府県及びオフサイトセンターに迅速に提供されることとなっている。本市としては、国や県と情報共有に努めるとともに、本市への迅速な情報提供について協議する。</p> <p>○女川原発に事故等が発生した場合には、東北電力(株)との間で締結した協定に基づき、東北電力より本市に通報連絡がなされる。この協定に基づき通報連絡が円滑に実施されるよう、東北電力との相互の連携を強化する。</p>



## 4 仙台市地域防災計画（中間案）に対する意見と本市の考え

### (1) 共通編、風水害等災害対策編

#### ①避難体制の整備

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
1	土砂災害特別警戒区域に指定されながら指定避難所（秋保小学校）になっているのは問題ではないか。	指定避難所は、土砂災害時のみに使用する訳ではなく、地震等の災害により、住家やライフラインの被害により生活の場を失った住民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や無線の整備をした施設で、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てております。 その中で、土砂災害発生危険が高まった場合には、危険性のある避難所を避け安全な避難場所を選定し避難勧告等を発令することになります。今後、地域ごとにハザードマップを作成していく中で地域の皆様にご理解いただき、周知を図ってまいりたいと存じます。

#### ②風水害対策

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
2	想定される風水害について種別がたくさんあるが、イメージ図があった方が分かりやすいので検討してほしい。（この項目以外も全体的にイメージ図が少ないと思う。）	ご指摘のありましたイメージ図につきましては、想定される風水害についての説明において記載いたします。 また、地域防災計画の下位計画である各種ハザードマップにつきましても、わかりやすいものを作成し、市民への周知・啓発を図ってまいります。
3	p62 風水害関係の(3)市民、企業、地域団体等が行う安全対策の中に加筆する。 「オ 調整池の設置者等は定期的に点検整備することにより、その機能維持に努める。同様に参考の市の取り組みにもパトロール対象に加筆する。 理由：開発行為等で設置を指導した調整池は、ゲート操作、清掃など管理が必要であるが、現在は管理状態も不明な部分がある。」	開発行為で設置した調整池は、原則、帰属を受けておりますことから、市民・企業・地域団体等が行う安全対策には合致しませんので、記載は見送りさせていただきます。
4	p104 河川の巡視について加筆する。 「所管部署は（不詳のため）調整池を点検し、管理者に必要な措置を求める。」 理由：理由：開発行為等で設置を指導した調整池は、ゲート操作、清掃など管理が必要であるが、現在は管理状態も不明な部分がある。」	河川の巡視に関しましては、水防法に定められた法河川等を対象としており、調整池そのものが巡視の対象となっていないことから、記載は見送りさせていただきます。 なお、市が管理する調整池については、下水道部局が巡視・管理を行っております。
5	p107 地下施設の浸水対策で記載を検討する。（火災を含めた総合対策であるため） 「大規模地下街の開発は、これからも抑制する。」 理由：大規模地下街の災害対策は、水害、火災、停電これらの複合災害を考えると、仙台市の都市計画で抑制してきたのは正しかったと考	本市において地下街の開発を抑制してきた経緯はございませんが、いただいたご意見を参考にしながら、地下施設における浸水対策や防火対策等に努めてまいります。

	える。	
6	5節の風水害対策の内容は、他の節と重複する部分が多くて分かりにくいと思うので、記述方法を工夫するなど検討してほしい。(組織・動員、情報の収集、災害広報、避難、応援要請、物資の供給、医療の救護、道路交通の安全確保、行方不明者の捜索など。)	ご意見の趣旨を踏まえ、この節は他の節と重複している部分が多いため、内容の削除または移動を行います。 なお、記載内容については、今後ともわかりやすいものにするよう検討してまいります。
7	6節の地盤災害対策も5節と同様、他と重複する部分が多いので、特記事項のみにするなど工夫してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、他の節と重複している部分については内容の削除を行います。 なお、記載内容については、今後ともわかりやすいものにするよう検討してまいります。

### ③情報を入手する方法を知る・確保する

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
8	情報収集の方法について、IT時代を踏まえて、インターネットやスマートフォン(アプリ)を活用した情報入手手段も記載すべきではないかと思うので検討してほしい。	ご指摘のとおり、インターネットやスマートフォンの活用についても記載いたします。

### ④避難所運営体制

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
9	p72-73 仙台市の避難所に関する考え方の避難所の役割について明記する。 「避難所は、指定された避難施設(建築物)への避難者および敷地又は周辺に避難してきた避難者への支援を行う。」 理由:3.11の避難では、認知症、発達障害など様々な理由で「避難所」に入ることをためらい、外の車などで避難するものが多数いた。それらの避難者は、要支援避難者で一般の避難者より手厚い支援が必要であるにも関わらず、彼ら(の家族)への支援は避難所運営者の判断で大きな差があり、いわばのけ者にされるところもあった。	ご指摘のとおり、特に要援護者の方への、きめ細かな支援を実施するためにも、車内で避難生活を送るのではなく、避難所内で生活していただくことが望ましいと考えております。今後、地域版の避難所マニュアルを作成し、地域で共有することとしておりますので、避難所で要援護者が安心して生活できるよう特別な支援や配慮についてご理解とご協力をお願いしたいと考えております。
10	p87 避難所の運営体制に加筆する。 「敷地内および周辺を含め、支援の必要な避難者を支援するとともに、要援護者には福祉避難所または補助避難所の利用を案内する。」 なお、市の取り組みにも同様の規定を定める。 理由:前項で述べたとおり。	前項同様、今後、地域版の避難所マニュアルを作成し、地域で共有することとしておりますので、避難所で要援護者が安心して生活できるよう優先的な支援や配慮についてご理解とご協力をお願いしたいと考えております。 また、避難所での生活が困難な要援護者の方につきましては、福祉避難所等を利用していただくなど、適切な運用を図ってまいります。

### ⑤廃棄物処理体制の整備

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
11	p143 災害廃棄物の措置等を準備する際には、下記を明記する。 「二次災害に配慮する。」 理由:3.11の処理施設では、当初避難設備が整備されておらず、従業員に不安が見られた。	二次災害の防止については、ご指摘のとおり十分な配慮が必要なものであります。 このことは災害等廃棄物処理を含め、様々な作業に当てはまる事項でありますことから、具体的な行動を示す下位計画において記載を検討してまいります。

⑥地盤災害の予防

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
12	土砂災害危険箇所指定地の対策は実施しないのか。	土地の維持管理及び保全につきましては、土地所有者、管理者または占有者が行うのが原則となります。なお、土砂三法(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法)に基づく防災工事の事業採択基準を満たすものについては、宮城県が事業を行う場合があります。
13	土砂災害危険箇所は全市的に考えているのか。	土砂災害危険箇所は、地域防災計画や防災工事実施の基礎資料とするのを目的に、昭和40年代から行っている全国一斉調査による抽出箇所、市域内に約1,000箇所存在しています。宮城県では、これを参考に別途調査をした上で、土砂三法に基づく防災工事の実施、並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進めております。
14	土砂災害危険箇所はどの様に住民に伝えるのか。	土砂災害危険箇所の場合は、宮城県ホームページの「土砂災害危険箇所図公表システム」から、または本市が平成25年5月に公表した「宅地造成履歴等情報マップ」(本市ホームページ及び各区役所等で図面を閲覧できます。)から確認することができます。
15	土砂災害危険箇所の家を移すのがどのくらいあるのか。地域の人々に伝えるのか。	土砂災害危険箇所においては、法令上の制限はありませんので、住宅などを移転しなければならないといったものではありません。
16	土砂災害危険箇所は危険だから片づけてもらえるのか。	法令上の問題とは別に、建物の所有者が行うのが原則となります。
17	土砂災害危険箇所の危険はどの程度なのか。注意する方法を教えてください。	土砂災害危険箇所においては、一般的に以下の事象にご注意ください。 <b>【急傾斜地】</b> ・がけから小石がパラパラ落ちてくる。 ・斜面から水がわき出る。 ・樹木が揺れたり、傾いたりしている。 ・斜面に亀裂ができる。 ・地鳴りがする。 <b>【土石流危険渓流】</b> ・渓流の水が異常に濁っている。 ・濁水に土砂または樹木が混じっている。 ・渓流付近の斜面が崩れだしている。 ・山鳴り、地鳴りまたは石と石がぶつかり合う音がする。 <b>【地すべり】</b> ・地面にひび割れができる。 ・地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。 ・斜面から水が吹き出す。 ・樹木、擁壁または電柱が傾く。
18	自然災害は危険なので優先的に予算を組んでいるのか。	防災・減災対策につきましては、ハード面として津波情報伝達システムや避難所機能の充実等、ソフト面として各種ハザードマップ作成や防災訓練等を実施してまいりました。今後も、防災・減災対策につきましては、適正な予算措置に取り組んでまいりたいと考えております。

⑦災害支援活動を支える体制の整備

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
19	p159, 160 ボランティアネットワークに市退職者との連携を導入する。 調整池の点検など、平常時にも活用可能である。	仙台市では仙台市職員退職者団体連合会との間で「仙台市職員退職者団体連合会との防災活動に関する協定」を締結しておりますことから、今後、当該協定の趣旨を踏まえ、ボランティアネットワークとの連携強化のあり様など、種々検討してまいります。

⑧ライフライン施設の災害予防

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
20	p182 ガス施設の安全について次の項目を検討されたい。 「LPGボンベに緊急遮断機能を導入するよう指導する。」 理由：3.11津波被災地では、ホース等が引きちぎれボンベにガスが残っていないものが見られた。本誌では幸い火を吹くボンベが流れた例は寡聞にして知らないが、平常時の安全対策工場も兼ねて必要なものとする。	容器転倒等による容器からのガス流出については、これまでも、安全装置（ガス流出防止器等）の設置を推進してきたところです。 震災後に設置された国の検討委員会や、その後に示されたLPガス災害対策マニュアルでも、今回の震災を踏まえて、より一層の普及促進が求められており、本市としても引き続き、LPガス販売事業者等への立入検査等の機会を捉えて、設置促進に努めていきたいと考えております。

⑨津波災害の予防

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
21	p99, 100 災害危険区域について土地利用を想定した避難設備の整備を明記する。 理由：3.11津波では、仙台市については堅固な鉄筋コンクリートまたは重量鉄骨構造物は流失、倒壊の被害はなかったと認識している。（荒浜小学校、南蒲生浄化センター、港周辺の工場に避難して助かった方が多数いた。） 残る住民、公園等の利用者、耕作地等での作業員の生命を守る避難設備を整備し、土地の有効利用、街づくりを進める。	災害危険区域における蒲生北部においては、土地区画整理事業の中で避難路の整備を図るとともに、民間事業者の協力を得て津波避難ビルの確保などに取り組む予定であり、海岸部においては、海岸公園内に混雑時の利用者なども収容可能な避難の丘を整備することなどにより、土地の有効利用を図りながら、安全対策に努めてまいります。なお、今回のご意見を踏まえ、上記趣旨について追記いたします

⑩その他

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
22	p263 放射性物質関係で、「原子力災害対策編」との関係に一言言及する。	ご指摘のとおり、「市域外の原子力施設での事故に伴う本市域内への影響にかかる災害対応については、原子力災害対策編に拠る」等の文言を追加いたします。
23	p266 情報収集と広報には市民からの情報収集も導入されたい。 (放射性物質災害への対策)	基本的には、放射性物質を取り扱う事業者からの情報が主なものとなることから、一般市民からの情報収集についての具体的な記載までは必要と考えておりません。



24	<p>全体 緊急時の指揮系統の中に、責任者と連絡が取れない時の次の指揮責任者を明記することが望ましい。</p> <p>理由：これにより、判断遅れによる被害拡大を減少させる。普段組織的対応、決裁を経て意思決定することに慣れている関係者には、明記することで判断しやすくなる。なお、戦闘態勢など遅れの許せない分野では古くから指揮者が事故の場合の指揮者を定めておくのが当然のことになっているはずである。</p>	<p>災害対策本部体制や災害警戒本部体制の場合は、別に定めがあり、資料編にある条例、要綱等において職務の代理者について明記されています。</p>
----	---	--

## (2) 原子力災害対策編

### ① 計画の目的、位置づけ

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
1	<p>1、計画の目的について、仙台市の今回の中間案では「原子力災害発生に伴う放射能の影響から市民を守る」という内容となっているが、本来防災とは災害を未然に防ぐことも含まれるはず。よって本計画の目的に「原子力施設での事故発生を未然に防止するための必要な対策」も加えることを提案する。よってもともとの「防災基本計画」にも「原子力施設での事故発生を未然に防止するための必要な対策」を加える必要がある。そして「未然防止対策」を目的に加えるなら、「第7節、原子力防災体制等の整備」の項の内容拡充も求められることになる。</p>	<p>本計画は、地域防災計画の性格上、万が一原子力災害が発生した場合に市民の安全と安心を確保するため、平時の備え及び事故発生後の対応と体制等、自治体としての対策を定めるものです。ご指摘の原子力施設での事故発生を未然に防止するための対策は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」や「原子力災害対策特別措置法」等に基づき、第一義的には原子力事業者の責務とされ、国の指導・監督のもとに行われております。</p>
2	<p>地域防災計画に「女川原発等の再稼働を容認するものではなく完全に廃炉に至るまで発生する可能性がある原子力災害に備えるものである」との文言を加えて頂きたい。</p>	<p>本計画は、「第1章第1節 計画の目的及び位置づけ」に記載しておりますとおり、本市の市民等の安全・安心を確保するため、再稼働の有無に関わらず、現に存在する女川原発等において万が一事故が発生した場合に備えるものとして作成することとしたものです。</p>
3	<p>本編の原文1ページの7行目以降「本市は、『女川原発』から30km圏外に位置しており、原災法に基づく地域防災計画・原子力災害対策編の策定計画には該当しないものの、『福島第1原発』での事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。」と書かれています。</p> <p>この文章について、「福島第1原発」での事故の経験からとなっていますが、その福島の経験が具体的に書かれていないので、仙台市は30km圏外ということで、原子力災害が一般的な可能性のこととして受け取られることを懸念しています。福島第1原発事故の経験については、14ページの表1.5-8の備考欄にいくつかしめされていますが、計画の目的のところ福島第1原発事故の経験を具体的にしめしておくことによって、仙台市における原子力災害対策の重要性がよりはっきりすると思います。たとえば、福島県飯館村は村全体が福島第1原発から28～47kmの範</p>	<p>本計画は、ご指摘のように福島第一原発の事故の経験を深刻に受けとめて策定することとしたものでありますので、計画の目的においてその趣旨を包括的に記述したほか、福島第一原発の事故の経験・教訓については、基本方針等を含め随所に記載するとともに、除染や被ばく対策等の具体的対策に反映させております。また、知識普及・啓発を進めるにあたりましては、ご指摘の福島第一原発事故の経験・教訓の周知にも留意してまいります。</p>

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
	<p>圏にあり、30km圏外であっても周知のような原子力災害に遭っており、50km圏外の福島市や郡山市でも大規模な除染作業が進行中です。</p>	
4	<p>本編の原文1ページの7行目以降「本市は、『女川原発』から30km圏外に位置しており、原災法に基づく地域防災計画・原子力災害対策編の策定計画には該当しないものの、『福島第1原発』での事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。」と書かれています。</p> <p>この文章について、福島第1.原発事故のさいには「想定外」ということが盛んに言われましたが、女川原発事故災害対策では「想定外」ということのないようにしなければならぬと思います。仙台市に向かうプルームの影響はその時の風向きや風速、降雨の有り無しなど気象条件に左右されますが、過去の気象データに頼るだけでなく、最悪の災害が起こりうることを前提に万全の災害対策を講じる必要があると考えます。そのような趣旨もこの計画の目的のところで書いておく必要があると思います。</p>	<p>災害の想定については、福島第一原発の事故の状況や科学的な知見を踏まえ「第1章第5節 仙台市の概況と災害想定 2.災害想定」に記載しております。現在の想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点では極めて低いものの、ご指摘のように事故の規模や気象条件によっては放射性物質の影響が異なることもあるので、原子力事業者や気象台等から事故発生時の気象データ等をすみやかに取得し、状況に応じて対策を講じることとしております。</p> <p>なお、今後福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たな知見が得られたり、リスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すこととしております。</p>

## ②災害想定

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
5	<p>仙台市における原子力災害の想定を「プルーム」のみに限定しているような記載では、内容が不十分である。プルームを発生させる「水素爆発」だけ想定するのではなく、原子炉をも破壊する「水蒸気爆発」を想定し、緊急対処の内容を「本市の場合10kmを越えてはいるが、原子炉における水蒸気爆発等の発生による至急の避難を要する可能性もあり」と変更すべきである。</p>	<p>本市としては、国の指針や分析結果を踏まえ、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、事故の規模や気象条件によって屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場合や、計画的な避難や除染が必要となる場合もありうると想定しております。これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点で極めて低いものの、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p>
6	<p>2、災害想定「主にプルームによる影響と、沈着した放射性物質による影響に注意が必要」「プルームは距離が離れば放射性物質(ママ)の濃度は落ちてくる傾向」について、まず災害想定であるが、福島第一では現在も困難が続いているが、それは主に「地下水汚染」「海洋汚染」である。現在110万ベクレルという最悪の汚染状況にある。よって仙台市も「海洋汚染」の長期的影響を考慮に入れる必要がある。特に福島で話題になっているトリチウムは水素と同じ性質を持っているため、酸素と結合し水分子となって、「海水→蒸発→雲→雨→大地汚染」を繰り返す可能性がある。また水分子やトリチウム単体で魚介類に取り込まれ、食物連鎖として人間の体内に取り込まれる可能性も否定できない。しかもトリチウムの放射線はベータ線なので、一般の測定器では計測できない。よって「トリチウムによる海洋汚</p>	<p>ご指摘の海洋汚染対策については、国の原子力災害対策マニュアルにおいて国、県、原子力事業者が実施することとされており、本市としては、事故状況を踏まえ、必要に応じて国や県等から情報を入手し、連携・協力しながら対応してまいります。</p> <p>また、国の原子力災害対策指針に記載されていることを踏まえ、「距離が離れば放射性物質の濃度は薄くなる傾向」としてありますが、気象状況により異なることを注記しているところです。ご指摘の記載は、大気中の濃度について記載したものであり、その点を明確にするために、「大気中の放射性物質の濃度」と修正するとともに、誤字について修正いたします。</p> <p>なお、本計画においては、空間放射線量が低い地区にあっても、局所的に空間放射線</p>

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
	<p>染」は重大な結果を招く可能性がある。そこで14頁の「仙台市において想定される被ばくの影響」に、「海水汚染による被ばく」を追加し、ベータ線対策の検討を項目として起こすべきである。</p> <p>なお「ブルームはだんだん薄まる」という印象を与える文書を掲示しているが、千葉県柏市のホットスポットや岩手県県南のホットスポットの存在などで、「距離により薄まる」ことは否定されている。チェルノブイリ事故による汚染地図でも、汚染は距離に対応していないことが明らかになっているので、誤解を招く説明文はカットすべきである。しかも誤字使用であるから、なおさらのことである。</p>	<p>量の高いホットスポット等で、早急に除染を要する場所は優先的に除染を実施することとしております。</p>

### ③各主体の役割，原子力防災体制，市の活動体制

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
7	<p>東北大学はモニタリングの評価や知見の提供をすることでされているので、業務大綱にも東北大学の役割を記述してはどうか。</p>	<p>東北大学につきましては、本市がとるべき対策等について助言を行う専門家の役割を担っていただく機関と考えており、今後、具体的な役割等について協議していく予定としており、その中で検討してまいります。</p>
8	<p>第6節、各主体の役割と業務大綱「仙台市は県～公共的団体等の協力を得て防災対策を実施する。」について、原子力防災を考えると、当事者である東北電力を抜きにして対策は考えられない。よって協力を得る対象として上記文書に「東北電力」と明記すべきである。</p>	<p>ご指摘の記述箇所については、「第6節各主体の役割分担と業務大綱」において掲載している全ての機関を指しており、原子力事業者である東北電力は「公共的団体等」の中に含めておりましたが、本計画は原子力災害対策編であることから、当該箇所において「原子力事業者」と明記することといたします。</p>
9	<p>「原子力事業者は、原子力災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること」について、こんな当然な文書を記載するだけではいけない。先に指摘した通り、「事故未然防止対策」を入れる必要がある。よって「原子力事業者は原子力災害を生じないためのあらゆる対策を講じることに第一義的責任を有し、かつ原子力災害が不幸にも生じた場合事故等の収束に責任を有すること」と記載すべきである。</p>	<p>原子力施設での事故発生を未然に防止するための対策の実施については、第一義的には原子力事業者の責務とされており、「第1章第6節 各主体の役割と業務大綱(P16)」において「原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずる」と記載しております。</p>
10	<p>第7節、原子力防災体制等の整備について、防災体制整備の項で記載されている内容が「専門家から助言を得る」ことだけ。これでは整備内容が何もないことになる。</p> <p>防災対策で一番重要なのが、事故の未然防止である。そのためには、まず第1に「市役所内に『原子力災害未然防止対策室』を設置」し、第2に東北電力から必要な情報を得、第3に専門家に検討を加えてもらい、第4に未然防止対策の具体策を東北電力に申し入れ、第5にその対策の遂行状況を監視することである。仙台市は東北電力の大株主でもあるので、株主の立場を利用して役員会・総会などでどんどん事故防止対策を発信していくべきである。</p> <p>東北電力から必要な情報を得、対策を提案することの具体例</p> <p>ここで「東北電力から必要な情報を得、対策を提</p>	<p>本計画は、地域防災計画の性格上、万が一原子力災害が発生した場合に市民の安全と安心を確保するため、平時の備え及び事故発生後の対応と体制等、自治体としての対策を定めるものです。なお、原子力施設での事故発生を未然に防止するための対策は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」や「原子力災害対策特別措置法」等に基づき、第一義的には原子力事業者の責務とされ、国の指導・監督のもとに行われております。</p> <p>女川原発の被災状況や今後の災害対策については、東北電力(株)との間で締結した「東北電力女川原子力発電所における事故等の通報連絡等に関する協定(平成25年6月6日締結)」等に基づき、東北電力より情報を入手しております。今後も引き続き、適宜</p>

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
	<p>案すること」について、具体的な事例で確認してゆきたい。まず東日本大震災の時の女川原発の被災状況について、仙台市はどれほど把握しているのか教えていただきたい。大震災での被災状況把握こそ「事故防止」の出発点と考えられるからだ。</p> <p>女川原発の東日本大震災被災状況把握</p> <p>女川原発の被災状況について、この間発行された書物には、次のように記載されている。</p> <p>女川も冷却ポンプが駄目になる＝ディーゼル発電機役立たず(『福島原発で何が起きたか』)</p> <p>2011年東日本大震災で、福一・福二・東通・女川・東海の五か所破壊される。福二以外は外部電源喪失・非常用発電機もダメで電源失った(『放射能列島日本これから起きること』武田邦彦著)。</p> <p>4月7日23時32分に最大余震(M7.4)、女川原発で一時間電源喪失・使用済燃料プール水はねた(『東日本大震災と福島原発事故』霜山龍志)(『エネルギーと原発のウソ』武田邦彦)</p> <p>このような被災状況を当事者である東北電力から報告を得たのか。事実を把握すること、それがまず対策の出発点である。そして二度と外部電源を喪失しないよう、また非常用発電機がきちんと作動するようどんな対策を講じるべきか、専門家に相談し具体策を提案すべきである。(東北電力まかせにしないことが肝心である。)</p> <p>事故後の放射性物質流出(放出)の原因解明と今後の対応</p> <p>女川原子力発電所のインターネットPR画面によれば、女川原発は東日本大震災後放射性物質(気体及び液体)を垂れ流し(放出)している。しかも運転停止中の2012年にも、トリチウムを放出し続けている。これは異常な事態である。どんな異常な事態にあるのか、仙台市として点検する(大株主としても)必要がある。そのうえで、本当に再稼働して大丈夫なのか、また再稼働させるためにどんな対策が必要か、専門家に意見を仰ぐべきである。</p> <p>くどいと思われるだろうが、もう一度強調したい。本当の防災対策・減災対策を考えるなら、まず東日本大震災の被災への対応こそが出发点である。</p>	<p>適切に情報入手し、通報連絡の円滑な実施等、災害対策の実施に向けて検討するとともに、原子力施設の防災対策についても必要な意見は述べてまいります。</p>
11	<p>市内部の事務分掌は提示されているが、共通編や風水害編と比べ、各施策の市内部での実施主体が明確化されていないと思うので、記述を検討してほしい。</p>	<p>本計画は、本市に係る原子力災害対策の基本となるものであり、今後、対策の具体的な運用を定める予定としておりますので、それに基づいて記述する予定としております。</p>
12	<p>緊急時の指揮系統の中に、責任者と連絡が取れない時の次の指揮責任者を明記することが望ましい。</p> <p>理由:これにより、判断遅れによる被害拡大を減少させる。普段組織的対応、決済を経て意思決定することに慣れている関係者には、明記することで判断しやすくなる。なお、戦闘態勢など遅れの許せない分野では古くから指揮者が事故の場合の指揮者を定めておくのが当然のことになっているはずである。</p>	<p>ご指摘の緊急時の対応については、仙台市災害対策本部条例及び同運営要綱において定められております。</p>

④ 情報収集と連絡体制

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
13	〈方針6〉緊急時の対処について、まずブルーム対策では、福島第一事故の実例の通りスピーディーの活用が重要なことは否定できない。よって仙台市としてスピーディーを常時運用できる体制の整備(国の了承)が必要である。そのことを明示されたい。	現在、スピーディーの情報については、万が一原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがある事態に至った場合に、放射性物質による環境への影響予測情報が国、関係道府県及びオフサイトセンターに迅速に提供されることとなっておりますことから、本市としては、国や県と情報共有に努めるとともに、対策実施に必要な解析・評価結果の本市への迅速な提供について協議してまいります。
14	情報収集の実施について「情報機関」の後に下記挿入する。 「市民とう」 理由：3.11以降の東京電力福島第一原子力発電所に関する災害では初期のモニター情報のほとんどは大学関係者などの市民が個人の判断で行ったものであった。被害状況を含め、市民を情報の受け手としてだけに考えるのではなく、「共同」で考えて欲しい。	P41(3)情報収集の実施において、「事故発生後の各段階において、多様な手段を用いて原子力施設の状況、モニタリング情報、放射能影響に関する情報、避難情報、市民等からの災害に関する情報等必要な情報を収集し、あらかじめ定めた計画やマニュアル等に基づいて各対策を実施する。」と記述しております。また、図2.1-2において市民・事業者等からの情報収集を図示し、市民の皆様からの情報提供も踏まえて災害対策を実施することとしております。
15	今回の福島原発事故による国の情報隠しが有り、これからの原発事故の際には、特定秘密保護法により、より一層原発事故の情報がなくなる可能性がある。仙台市で情報の多重化を掲げるのであれば直接情報収集すべきである。	「第2章第1節 情報収集と連絡体制(P38)」にも記載しておりますとおり、東北電力(株)との間で締結した「東北電力女川原子力発電所における事故等の通報連絡等に関する協定(平成25年6月6日締結)」に基づき、女川原発において事故等が発生した場合には東北電力より本市に通報連絡がなされます。
16	原発事故の際、本当に情報が出て来るのか。	「第2章第1節 情報収集と連絡体制(P38)」にも記載しておりますとおり、東北電力(株)との間で締結した「東北電力女川原子力発電所における事故等の通報連絡等に関する協定(平成25年6月6日締結)」に基づき、女川原発において事故等が発生した場合には東北電力より本市に通報連絡がなされます。この協定に基づき通報連絡が円滑に実施されるよう、東北電力との相互の連携を強化してまいります。

⑤ 環境モニタリング

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
17	平常時における対策のモニタリングに関し、加筆する。 「希望する市民と同時測定を行うなど、市民の技術レベルおよび防災意識の向上を図る。」 理由：p40で述べたように市内には広く測定可能な市民はいる。さらに3.11以降には簡易モニターもかなり普及してきている。正式な校正は無理でも同時測定で精度の確認をすることで、緊急時の混乱を減少し、協力を得やすくなる。	「第2章第3節 環境モニタリング」において、平常時及び緊急時のモニタリングの実施についてモニタリング実施要領に定めることとしており、今後ご意見も参考に検討してまいります。

⑥退避・避難・避難受入れ

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
18	市民の大多数が緊急避難を余儀なくされる可能性を考慮し、日本海側にある地方自治体と災害協定を結び、「災害時の避難相互乗り入れ」の合意形成を行うべきである。	災害想定(P14)に示しておりますように、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないと想定しており、事故の規模や気象条件により、広域的な避難が必要であると判断した場合には、県や他の市町村と連携・協議しながら対応してまいります。
19	地震の度に町内会役員は、住民の命を守るために非常にストレスを感じるが、原発事故で避難したいと個人的に思っても住民の命を守るため、そこに止まり職務遂行しなければならないのか。	国の指針や分析結果から、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くないが、事故の規模や気象条件によって屋内退避や計画的避難が必要となる場合もありうるものと想定しております。その場合には、市民を放射性物質から防護するため、必要な防護対策を講ずることとし、そのためにも適切な情報提供を実施していくこととしておりますので、それらの情報を参考にさせていただきたいと考えております。

⑦被ばく対策

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
20	「飲食物の経口摂取による内部被ばくに対しては、……摂取制限等の対策を講じる」について、内部被ばく対策は、摂取制限だけではすまされない。内部被ばくの状況を定期的に検査する必要性が生じる。よって「内部被ばくの状況把握」を項目として加え、ホールボディーカウンターを導入・甲状腺検査・検尿検査などを実施項目とすべきである。なお「被ばく医療の実施」が実施細目にあることはあるが、あくまでも外部被ばくした人に限った内容で、内部被ばくによる長期的な影響を考慮した内容にはなっていない。	内部被ばくの検査は、事故発生直後や復旧段階に国や県が実施する健康調査に含まれており、本市はその調査に協力することとしております。
21	安定ヨウ素剤の運用について、具体的な計画とされたい。 理由：保管場所、配布ルート、判断主体など、今回の福島での混乱は、情報隠ぺいもあるが、ルート整備にも問題があったと考える。本市の場合には、保健福祉センターと病院、医師会との協議により、備蓄場所および配布ルート、希望者への説明資料作成などを計画できると考える。	安定ヨウ素剤の運用については、現在、国の原子力規制委員会が検討を進めているところであり、今後示される指針等に基づき具体的な計画にする予定としております。

⑧知識普及・啓発，防災訓練

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
22	知識普及・啓発，防災訓練の項目 市政だより、市民向けパンフレット等で啓発するとありますが、会長等の諸会議を活用しての講習会を開催してほしい。福島県の状態を見ても、居住地に何時帰れるかわからない地域もある。半永久的に居住できないのであれば、講習会どこでない。廃炉にする必要ある。	ご提案の内容も参考にしながら市民等に対する知識普及・啓発に努めてまいります。
23	市民の知識普及と言うが今回の原発事故では、安易に近くの大学の教授を講師として迎えている。原発事故による被曝の影響は原子力のメリットの先生、デメリットの先生では評価が分かれ偏った知識	「第2章第9節 知識普及・啓発，防災訓練(P70)」にも記載しておりますように、知識普及・啓発にあたっては、福島第一原発の事故の教訓や科学的根拠に基づいた知識を用

	普及は問題がある。少なくとも両者を立てて講演等を開くべきだ。	いることが重要と考えております。今後ご意見も参考に、市民への知識普及・啓発に取り組んでまいります。
--	--------------------------------	---

⑨その他

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
24	地域防災計画が「机上の空論」とならないよう、福島県内の市町村の防災担当者から直接体験を聞く機会を作り、今回の福島の体験で何が重要だったか、どう対処すべきだったかを学び取ることが大事と思われる。福島の人々の経験を是非生かして、実践可能な計画に仕上げていただきたい。そのことを切に願う次第である。	福島第一原発の事故の現時点における教訓を踏まえて計画を策定しており、今後とも、ご指摘も参考にして対策を推進するとともに、新たな教訓や知見が得られた場合には、適宜本計画を見直し、必要な対策を推進してまいります。
25	原発災害、自然災害は危険度が高いので予算の優位度は高くなっているのか。	これまでも、福島第一原発事故の影響による被害の軽減や、原子力防災対策を推進するために必要な予算措置を行っており、今後も市民の安全・安心を確保するために引き続き取り組んでまいります。
26	秋保町に住んでいて今でも福島原発から放射能が漏れており、風の強い日の風向きによって土埃が舞い上がり放射線量が高くなる。外部被曝より内部被曝は数倍危険と言われおり、仙台市でしっかり測定して欲しい。	現在、本市においては、市内の学校や保育所など、過去の測定結果や地域バランスを考慮して選定した63箇所においてそれぞれ週1回、また各区役所・総合支所では毎日（土日祝日を除く）、継続的に測定を実施しております。測定結果は、いずれも0.23 $\mu$ Sv/h（0.23 $\mu$ Sv/h未満であれば、国際放射線防護委員会が勧告した自然放射線や医療による放射線を除いた一般人の通常時被ばく基準値の1mSv/年を下回る）を超える放射線量は観測されておられません。
27	秋保町では今でも薪を使って暮らしを続けておる家庭もあります。薪の焼却灰は食品に比べて非常に高い数値を出すので仙台市で焼却灰の検査を実施して欲しい。	薪の焼却灰については、環境省が検査を実施し、宮城県南部の状況を公表しており、本市に隣接する村田町や川崎町などの調査結果は、放射能は検出されたものの、保管の措置をすべき8,000Bq/kgを下回っておりますので、本市内の薪の焼却灰については、家庭ごみとして収集することとしております。万が一原子力施設において事故が発生した場合の対応については、今後、計画の中で検討してまいります。
28	女川原発の沖合いは大地震の発生が頻発しているところであり、3・11の際にも危うくすべての外部電源が失われ、福島第1原発のようになる寸前だったわけですから、女川原発を再稼働させないことが一番の対策になると考えます。仙台市として、国に対しても東北電力に対しても再稼働反対の申し入れをおこなうべきだと思います。	原子力発電所の安全対策に関しては、福島第一原子力発電所の事故の教訓や海外の規制の動向を踏まえて、これまでの安全対策をさらに強化したほか、新たに過酷事故対策や地震や津波に対する性能の強化を図ることとして平成25年7月に新規規制基準が施行されました。これを踏まえて原子力規制委員会が審査することとしておりますので、原発再稼働につきましては、その審査の動向を注視するとともに、市民の皆様の安全・安心が確保されることを第一とし、エネルギーの安定供給、市民生活や経済活動への影響等様々な観点から総合的に判断すべきものと考えております。
29	新潟県泉田知事は、東電原発事故の原因がわからない中で、住民の避難一つとっても住民の安全が担保されていない中で、柏崎刈羽原発再稼働はさせないと主張している。その様な考えで女川原発についても仙台市も同じ様に立つべきである。	
30	自然災害は止めようがないが、原発災害は人災であり原子炉設置約70年歴史の中で大きな事故がスリーマイル島事故、チェリノブイリ事故、福島事故がありリスクの危険度は大津波被害以上だ。原	

No.	意見・質問内容	意見に対する本市の考え
	発の再稼働は止める様に東北電力(株)に伝えるべきである。	